

实用合同

日汉互译例解

高彦彬 编著

南开大学出版社



实用合同日汉互译例解

高彦彬 编著

南开大学出版社
天津

图书在版编目(CIP)数据

实用合同日汉互译例解 / 高彦彬编著. —天津:
南开大学出版社, 2012. 6
ISBN 978 -7-310-03884-8

I. ①实… II. ①高… III. ①合同—日语—翻译
IV. ①H365

中国版本图书馆 CIP 数据核字(2012)第 092543 号

版权所有 侵权必究

南开大学出版社出版发行

出版人: 孙克强

地址: 天津市南开区卫津路 94 号 邮政编码: 300071

营销部电话: (022) 23508339 23500755

营销部传真: (022) 23508542 邮购部电话: (022) 23502200

*

河北昌黎太阳红彩色印刷有限责任公司印刷

全国各地新华书店经销

*

2012 年 6 月第 1 版 2012 年 6 月第 1 次印刷

787×1092 毫米 16 开本 21.625 印张 529 千字

定价: 35.00 元

如遇图书印装质量问题, 请与本社营销部联系调换, 电话: (022) 23507125

前 言

合同在中日经济、文化等诸方面交流中的作用和重要性毋庸置疑。然而在我国出版的林林总总的众多日语相关读物中，无论是在理论方面，还是在应用方面，尚未见专门以合同的日汉互译为内容的书籍。

合同的互译，即不同于文学作品的翻译，也有别于科技文献的翻译。由于合同本身集规范性、准确性、条理性和严谨性等诸多特点于一身，译文也必须承袭和保持上述特点，由此增大了合同翻译的难度。而合同的翻译质量，直接关系到合同是否能够顺利履行，影响着中日双方交流活动的最终成果。因此，合同的翻译不可不谓兹事体大。

笔者尚不能从理论上对合同日汉互译的整个过程及特点进行阐释，只是对自己多年来通过翻译合同所积累的素材进行取舍、删减、添加及修改等再加工，编成本书。本书分为经营、贸易、金融证券、房地产、劳动人事、知识产权、保密、代理、承包、委托、运输、租赁、服务十三章，各章均选用了若干篇具有代表性的合同实例。本书的特点在于内容涉及面广，涵盖多个行业和领域，并注重联系实际，强调实用，特别突出了应用性、实践性。

本书的适用对象为从事中日经济文化交流的人员、具有一定日语基础的广大日语学习者和爱好者以及日语相关专业的高职、高专学生。本书不仅有助于提高读者的翻译水平，亦可使读者了解相关合同知识，提升日语的整体实力。

本书的出版得到了南开大学出版社张彤老师的大力支持，在此衷心地表示诚挚的谢意。

受笔者自身水平所限，书中难免存在疏漏及不当之处，敬请各位读者和同仁给予指正。

2012年5月

目次

第一章 経営 / 1

- フランチャイズ契約書 / 1
- 共同開発に関する契約書 / 9
- 特約店基本契約書 / 24
- 営業譲渡契約書 / 34

第二章 貿易 / 40

- 取引基本契約書 / 40
- 設備調達契約書 / 56
- 自動車用部品・原材料購買に関するオープンエンド契約書 / 70

第三章 金融証券 / 77

- 金銭消費貸借契約書 / 77
- 融資契約書 / 85
- 証券CFD取引口座協定書 / 91

第四章 不動産 / 96

- 在庫公共住宅売買契約書 / 96
- 土地譲渡契約書 / 104
- 建物売買契約書 / 109
- 建物賃貸借契約書 / 117
- 建屋賃貸借契約書に関する補充合意書 / 122

第五章 人事労務 / 129

- A市従業員労働契約書 / 129
- 出向者の取り扱いに関する合意書 / 135
- 中国籍従業員の雇用に関する合意書 / 139

第六章 知的所有権 / 158

- ソフトウェア使用許可契約書 / 158
- 特許ライセンス契約書 / 163
- 特許権譲渡契約書 / 169

目录

第一章 经营 / 1

- 特许加盟合同 / 1
- 共同开发合同 / 9
- 特约店基本合同 / 24
- 营业转让合同 / 34

第二章 贸易 / 40

- 交易基本合同 / 40
- 设备采购合同 / 56
- 汽车零部件、原材料采购开口合同 / 70

第三章 金融证券 / 77

- 消费贷款合同 / 77
- 融资合同 / 85
- 证券CFD交易帐户协议 / 91

第四章 房地产 / 96

- 存量公房买卖合同 / 96
- 土地转让合同 / 104
- 房屋买卖合同 / 109
- 房屋租赁合同 / 117
- 房屋租赁合同补充协议 / 122

第五章 劳动人事 / 129

- A市职工劳动合同 / 129
- 借调人员待遇协议 / 135
- 中国员工聘用协议 / 139

第六章 知识产权 / 158

- 软件使用许可合同 / 158
- 专利权许可合同 / 163
- 专利权转让合同 / 169

第七章 秘密保持 / 177

機密保持契約書 / 177

商業上秘密保持契約書 / 182

従業員秘密保持合意書 / 186

第八章 代理 / 193

イルミネーション代理店契約書 / 193

販売代理契約書 / 200

製品の取次販売代理業務に関する契約書
/ 206

第九章 請負 / 215

建設工事元請負契約書 / 215

業務請負契約書 / 244

第十章 委託 / 248

ウェブサイト制作業務委託基本契約書
/ 248

保険業務委託契約書 / 259

製品の研究開発に関する委託契約書
/ 263

第十一章 運送 / 269

運送基本契約書 / 269

自動車運送契約書及び覚書 / 286

第十二章 賃貸借 / 293

トラック賃貸借契約書 / 293

掘削機賃貸借契約書 / 298

賃貸借契約 / 307

第十三章 サービス / 319

コンサルティングサービス提供に関する契約書 / 319

技術コンサルティング業務に関する合意書
/ 325

人材紹介サービス契約書 / 337

第七章 保密 / 177

保密合同 / 177

商业保密合同 / 182

员工保密协议 / 186

第八章 代理 / 193

灯饰代理店合同 / 193

销售代理合同 / 200

产品经销代理合同 / 206

第九章 承包 / 215

建设工程总承包合同 / 215

业务承包合同 / 244

第十章 委托 / 248

网站制作业务委托基本合同 / 248

保险业务委托合同 / 259

产品研究开发委托合同 / 263

第十一章 运输 / 269

运输基本合同 / 269

汽车运输合同及备忘录 / 286

第十二章 租赁 / 293

卡车租赁合同 / 293

挖掘机租赁合同 / 298

租赁合同 / 307

第十三章 服务 / 319

提供咨询服务合同 / 319

技术咨询服务协议 / 325

人才介绍服务合同 / 337

第一章 経営/第一章 经营

フランチャイズ契約書

フランチャイザー株式会社〇〇〇〇（以下、「甲」という。）とフランチャイジー□□□有限公司（以下、「乙」という。）は、次のとおりフランチャイズ契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（目的）

甲は商品の販売およびその販売に関するノウハウを有償で乙に提供し、乙は甲の指導に従って商品を販売する。

第2条 (乙の権利)

乙は、本契約の有効期間中、甲の有する経営ノウハウを使用して、甲のフランチャイズ・チェーンとして乙の責任と計算のもと、営業することができるものとする。

2. 乙の店舗名は、フランチャイズ・チェーン〇〇〇〇〇店とする。

3. 本契約に基づく乙の店舗の開設場所は、
○○○○○とする。

4. 乙は、本契約期間中、甲からの指示に従うことを条件として、甲の商標を使用できるものとする。

第3条（乙の権限の制限）

乙は、新たに店舗を開設するときは、甲からの書面による事前承諾を得るものとし、いかなる場合においても、外販行為は行わないものとする。

特许加盟合同

特许人株式会社〇〇〇〇（以下称“甲方”）与受许人□□□□有限公司（以下称“乙方”）签订下述特许加盟合同（以下称“本合同”）。

第1条（目的）

甲方将商品销售及销售相关技术有偿提供给乙方，乙方按照甲方的指导进行商品销售。

第2条（乙方权利）

在本合同有效期内,乙方可利用甲方拥有的经营专有技术,作为甲方的加盟连锁店,在自己承担责任并进行筹划的条件下开展经营活动。

2. 乙方的店名为〇〇〇〇〇加盟连锁店。

3. 在本合同项下, 乙方开店的地点为〇〇〇〇〇〇。

4. 合同期内，在遵守甲方指示的条件下，乙方可以使用甲方的商标。

第3条（乙方权限的限制）

乙方开新店时，应事前得到甲方书面同意，在任何情况下，都不得在店外进行销售。

2. 乙は前条による店舗を、本契約の目的以外には、一切使用しないものとする。

第4条（営業時間）

乙の店舗の営業日および営業時間については、甲乙別途協議のうえこれを定めるものとする。

第5条（対価）

乙は甲に対して、本契約に基づいて対価を支払うものとするが、かかる対価は、加盟金、保証金、ロイヤリティーおよび広告分担金から構成されるものとする。

第6条（加盟金）

本契約に基づく加盟金は、金〇〇〇〇円とし、その支払いは□□までに行うものとする。

2. 前項の加盟金は、乙の店舗の開業後、いかなる理由があっても、返還しないものとする。ただし、乙の責に起因しない事由により乙の店舗が開業できなかった場合、この限りではない。

第7条（保証金）

本契約に基づく保証金は、金〇〇〇〇円とし、その預託は□□までに行うものとする。

2. 前項の保証金は、契約終了後に、乙の甲に対する残債務がある場合、甲がそれを清算した後にその差額を返還するものとし、保証金には利息を付さないものとする。

第8条（ロイヤリティー）

本契約に基づくロイヤリティーは、毎月末日を締切日とする乙店舗の月間総売上高の〇パーセントに相当する金額とし、その支払いは、翌月〇日までに行うものとする。ただし、当該日が甲または金融機関の

2. 乙方不得将前条所述的店铺用于本合同以外的任何目的上。

第4条（营业时间）

甲方、乙方另行协商后，决定乙方店铺的营业日和营业时间。

第5条（等价报酬）

乙方应依据本合同向甲方支付等价报酬，上述等价报酬应由加盟费、保证金、使用费以及广告分摊费用构成。

第6条（加盟费）

本合同项下的加盟费为〇〇〇〇日元，应在□□之前支付。

2. 在乙方店铺开业后，无论有任何理由，前项的加盟费都不会退还。但因责任不在乙方的事由导致乙方店铺无法开业时除外。

第7条（保证金）

本合同项下的保证金为〇〇〇〇日元，应在□□之前时办理寄存。

2. 在合同结束时，如乙方尚有债务未偿还甲方，则用前项的保证金清偿债务后返还余额。保证金不支付利息。

第8条（使用费）

本合同项下的使用费金额为截止到每月最后一天的乙方店铺月销售总额的〇%，并于第二个月的〇日之前支付。当上述支付日期为甲方或金融机构的休息日时，则顺延到下一个营业日。

休日の場合、翌営業日とする。

第9条（広告分担金）

本契約に基づく広告分担金は、乙店舗の月間総売上高の〇〇パーセントに相当する金額とする。

第9条（广告分摊费）

本合同项下的广告分摊费相当于乙方店铺月销售总额〇〇%的金额。

第10条（店舗の設計）

本契約に基づく乙の店舗の設計については、甲が別途提供する仕様書に従うものとし、当該店舗設計にかかる費用（建設、外装、内装等）については、乙が全額負担するものとする。

2. 乙の、店舗の改造、改装等については、乙は甲に対して、別途定める方式による計画書を提出し、承認を得なければならない。

第10条（店铺的设计）

本合同项下的乙方店铺设计，应符合甲方另行提供的规格书要求；与该店铺设计相关的费用（建筑、外部装修、内部装修等）全部由乙方承担。

2. 乙方对店铺进行改造和整修时，必须按照另行规定的方式提交计划书，并获得批准。

第11条（店舗の運営）

乙は、甲が定めた経営方針、基準、規則に従って乙の責任のもとに店舗の運営を行うものとする。

2. 乙は、甲のフランチャイズ・チェーンの、信用ならびに名誉を害することによって甲および他のフランチャイジーに対して不利益を与えてはならない。

第11条（店铺的运营）

乙方按照甲方制定的经营方针、基准、规则，自行负责店铺的运营。

2. 乙方不得因损害甲方加盟连锁的信誉而给甲方及其他加盟者造成不利。

第12条（取扱商品）

乙が、販売する商品については、別途甲が定めた商品リストから選定するものとする。

2. 乙は、前項に定めていない商品を乙の店舗において販売しようとする場合には、甲の書面による事前の承諾を得なければならない。

第12条（经营商品）

乙方应从甲方另行制定的商品清单中选择所售商品。

2. 乙方准备在店铺中销售前项未规定的商品时，必须事前取得甲方的书面同意。

第13条（商品の注文）

乙が販売する商品および原材料等の注文方法（品名、単価、数量、受け渡し条件、

第13条（订货）

在本合同签订后〇天内，甲乙进行协商，决定乙方所售商品以及原材料的订货方法（品

納期等)については、本契約締結後○日以内に、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

2. 前項に従ってなされた注文は、乙が甲に対して所定の注文書にて注文をし、甲がこれを受取、乙に注文請書を発した時点で、甲の承諾があったものとみなす。

第 14 条 (返品)

甲から乙に納入された不良品はこれを返品することができるものとし、乙は甲に対して、万一、前条の規定により仕入れた商品の中に、不良品を発見した場合、直ちに申し出なければならない。返品の方法については、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

第 15 条 (計算)

乙が甲から買い受けた商品の価格の計算方法については、甲が別途定める仕様書によるものとし、乙は甲に対して、甲の指定する期日までに甲名義の銀行口座に振り込むものとする。

第 16 条 (製造および販売に関する義務)

乙が販売する商品については、甲によって設定された品質基準に合致し、甲から提出されたマニュアルに従うものとする。

2. 乙はその従業員に対して、甲から提供された制服を着用させるものとする。ただし、制服の購入費用およびクリーニング代については乙が負担する。

第 17 条 (製造および販売に関するクレーム処理)

乙は、乙が販売した甲の商品について、苦情の申し出があった場合、その旨を直ちに甲に通知するものとし、甲は乙からの通知に基づいて独自の判断でその措置を講ず

名、単価、数量、收货条件、交货期等)、

2. 乙方按前项规定进行订货时,通过规定的订单向甲方订货;甲方收到订单并向乙方发出订货受理单时,视为甲方接受了订货。

第 14 条 (退货)

当甲方向乙方提供了不良品时,可以退货。万一乙方在按照前条规定所采购的商品中发现不良品时,必须立即向甲方提出。甲乙双方协商后决定退货方法。

第 15 条 (計算)

关于乙方从甲方购买的商品价格的计算方法,应以甲方另行制定的规格书为根据。乙方在甲方规定的日期前,转帐到开户人为甲方的银行帐户中。

第 16 条 (制造及销售义务)

乙方所销售的商品,应符合甲方制定的质量标准,遵从甲方提供的手册。

2. 乙方应让其员工穿着甲方提供的工作服。但工作服的购买费和洗衣费由乙方承担。

第 17 条 (与制造及销售相关的投诉处理)

当出现对乙方销售的甲方产品的投诉时,乙方应立即将该情况通知甲方。甲方根据乙方的通知独立做出判断并采取措施。乙方此时应予以协助。

るものとし、乙はこれに協力するものとする。

第 18 条（甲による教育訓練）

乙は甲から、乙の従業員に対して、店舗の営業開始前に店舗の運営上必要な教育訓練を無償で受けられるものとする。

2. 前項の教育訓練の詳細については、甲が定めた運営規則およびマニュアルに準拠する。

3. 乙は、乙の店舗に配属させる乙の従業員全員がそれぞれ本契約に基づいて甲が提供する教育訓練の全課程を受講し、認定書を交付された時点で、当該店舗の営業を開始することができる。

第 19 条（経営指導）

本契約期間中は、乙は甲から、乙の店舗の経営に必要な経営指導および技術援助を無償で受けることができる。

2. 乙は、乙の従業員をして、前項の甲からの指導、援助を必ず受けさせるものとし、これを拒否してはならない。

3. 前二項の指導および援助の詳細については、甲が定めた運営規則およびマニュアルに準拠する。

第 20 条（店舗内の立入検査）

乙は、本契約期間中は、甲による店舗内の立入検査を受け入れるものとする。

2. 甲は、前項の立入検査を行うに際しては、乙の営業時間内にこれを行うものとし、乙はこれを拒否してはならない。この場合には、甲は立入検査当日の〇営業日前までにその旨を書面でもって通知するものとする。

第 21 条（会計報告義務）

乙は甲に対して、甲から別途提供されるマ

第 18 条（甲方的培训）

在店铺开始营业前，乙方应接受甲方对乙方员工免费进行的店铺运营方面的培训。

2. 关于前项培训的详细内容，依据甲方制定的运营规则及手册。

3. 当乙方店铺所属的全体员工分别根据本合同接受了甲方培训的所有课程，并获得认定书时，乙方可以开始该店铺的营业。

第 19 条（经营指导）

在本合同期内，乙方可以无偿接受甲方对乙方进行的店铺经营指导及技术援助。

2. 乙方必须使员工接受前项甲方的指导及援助，不得拒绝。

3. 上述两项的指导及援助的详细内容，依据甲方制定的运营规则及手册。

第 20 条（进店检查）

在本合同期内，乙方应接受甲方进店检查。

2. 甲方应在乙方的营业时间内进行进店检查，乙方不得拒绝。此时，甲方在进店检查日的〇个工作日之前以书面形式通知进店检查。

第 21 条（会计报告义务）

乙方必须按照甲方另行提供的手册，编制并

ニュアルに従って、会計帳簿および報告書を作成し、提出しなければならない。

向甲方提供会计帐簿及会计报告。

第 22 条（秘密保持義務）

乙は、本契約に基づいて知り得た甲のフランチャイズ・チェーン情報の運営ノウハウ等の営業情報を秘密にすると共に、第三者に対してその情報を漏洩しないものとする。

2. 甲は、本契約において知り得た乙に関する営業上の秘密を第三者に漏洩しないものとする。

第 22 条（保密义务）

在因本合同而知悉的甲方加盟连锁店信息中，乙方应将运营秘诀等营业信息作为秘密，不得向第三方泄露该信息。

2. 甲方不得将因本合同而知悉的乙方营业秘密泄露给第三方。

第 23 条（競業避止義務）

乙は、本契約の終了後も、6 か月間は、事前に甲の承認を得ない限り、甲のフランチャイズ事業と競合する事業に従事しないものとする。

第 23 条（竞业避止义务）

在本合同结束后的 6 个月内，只要事前未获得甲方的同意，乙方不得从事与甲方加盟业务发生竞争的业务。

第 24 条（フランチャイズ権の譲渡）

乙は、いかなる場合も、本契約の地位を第三者に譲渡または賃貸したり、担保に供してはならない。

2. 前項のほかに、本契約から生ずる個別の権利または義務についても同様とする。

第 24 条（加盟权的转让）

在任何情况下，乙方都不得将本合同的地位转让或租借给第三方，也不得用于提供担保。

2. 除前项外，本合同项下的单项权利或义务亦同。

第 25 条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結の日から 5 年間とする。ただし、本契約の期間満了の 3 か月前までに、甲乙のいずれからも書面による意思表示がない場合には、本契約は、さらに 1 年間、自動的に延長されるものとし、以後においても同様とする。

第 25 条（合同期）

本合同的有效期为自合同签订之日起 5 年。但是，当本合同期满的 3 个月前，甲乙双方任何一方都没有提出书面意见时，本合同自动延长 1 年。其后亦同。

第 26 条（契約の解除）

甲または乙は、相手方がつぎに掲げる各号の一に該当した場合には、相手方に対して何ら催告を要することなく本契約を解除することができる。

第 26 条（解除合同）

当对方出现下述任何一种情况时，甲方或乙方有权解除本合同，不需向对方进行任何催告。

(1) 本契約に違反し、相手方に対して相当の猶予期間をもって催告したにもかかわらず、是正・改善がなされない場合

(2) 乙の死亡、解散、営業の廃止があった場合

(3) 乙の行為が、甲のフランチャイズ・チェーンの名誉を著しく傷つけ、またはイメージダウンにつながるおそれのある場合

(4) 相手方の信用を失う行為がなされた場合

(1) 对方违反了本合同，虽然进行了催告，但在合理的宽限期内没有得到纠正和改进时；

(2) 乙方发生死亡、解散、停业时；

(3) 乙方行为严重损害甲方加盟连锁店的名誉，或有可能导致甲方形象下降时；

(4) 对方出现不守信用的行为时。

第 27 条（契約終了後の処理）

本契約終了後、乙は本契約に基づき甲より使用許諾を得た商標等を直ちに乙の費用負担によって乙の店舗、看板等から除去することとし、以後甲の商標権を侵害する行為は一切行わないものとする。

第 27 条（合同终止后的处理）

本合同终止后，对于依据本合同从甲方获得使用许可的商标等，乙方立即从自己的店面、标牌中撤除，费用自理，并且从此不得出现任何对甲方商标的侵权行为。

第 28 条（契約終了後の競業禁止義務）

乙は、本契約終了後 5 年間、間接と直接とを問わず、甲のフランチャイズと同一分野における営業に従事してはならない。

第 28 条（合同终止后的竞业禁止义务）

在本合同终止后的 5 年内，乙方不得直接或间接从事与甲方特许加盟属于同一领域的业务。

第 29 条（損害賠償）

甲および乙は、本契約の各条項の定めに従い違反し、または義務の履行を遅滞したことにより、相手方に対して損害を与えた場合には、その損害を補償しなければならない。ただし、天災、火災等の天変地異などの甲および乙のいずれにも起因しない事由により、本契約に基づく債務が不履行になった場合には、その限りではない。

第 29 条（损害赔偿）

因甲方及乙方违反本合同的各项规定，或未及时履行义务，给对方造成损害时，必须对损害进行赔偿。但是因天灾、火灾等自然灾害等不属于甲方及乙方的事由，导致无法履行本合同项下的债务时，则不适用本条规定。

第 30 条（契約の変更）

本契約または別途に定めた個別契約の一部若しくは全部の変更については、甲乙双方が協議のうえ文書にて合意することにより、変更できるものとする。

第 30 条（合同的变更）

对本合同或另行制定的单项合同进行全部或部分变更时，甲乙双方经协商达成书面一致时，才可以进行变更。

第 31 条（協議事項）

本契約に定めのない事項、又は本契約の条項の解釈に関して疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議のうえ円満にこれを解決するものとする。

第 32 条（合意管轄）

前条の協議にもかかわらず、本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、甲の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の裁判所とする。

本契約書は一式 2 部とし、甲乙は記名押印のうえ、それぞれ 1 通を保管する。

年 月 日

（甲）

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

株式会社〇〇〇〇

代表取締役 印

（乙）

〇〇省〇〇市〇〇区〇〇路〇〇号

□□□□有限公司

総経理 印

第 31 条（协商内容）

对于本合同未做规定的事项或对本合同条款的解释产生疑义时，甲乙双方应竭诚协商，圆满解决。

第 32 条（协议管辖）

尽管进行了前条的协商，但仍需就本合同提起诉讼时，将管辖甲方所在地的地方法院作为一审法院。

本合同一式 2 份，甲乙双方署名盖章后各执 1 份。

（甲方）

〇〇县〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

株式会社〇〇〇〇

董事长 盖章

（乙方）

〇〇省〇〇市〇〇区〇〇路〇〇号

□□□□有限公司

总经理 盖章

年 月 日

词语

フランチャイズ

フランチャイザー

フランチャイジー

フランチャイズ・チェーン

対価

ロイヤリティー

分担金

請書

会計帳簿

特许代理权，包销权，独家销售权

发放特许经营者，特许人

特许经销店，特约经销店，受许人

联营店，加盟店

对价，等价报酬，相应的报酬

版税等知识产权使用费，专利权、商标权、

著作权等使用费

分摊费

承诺书

会计帐簿

競業避止
競業禁止
猶予期間
加盟金
改装
イメージダウン

竞业避止，竞业禁止
竞业禁止，竞业避止
宽限期
加盟费
改变装潢，整修
形象受损，败坏形象，信誉下降

常用句式

1. ……どおり、……のとおり 与……一样，与……同样，按照……的样子

例句

下記のとおり契約を締結する。

签订如下合同。

規定期日どおり文書を提出する。

如期提交文件。

2. ……した上（で）、……のうえ（……の上） ……之后，……之时，……结果

例句

万障お繰り合わせの上、ご出席下さい。

敬请拨冗出席。

検討した上（で）御返事します。

研究之后再做答复。

共同開発に関する契約書

共同开发合同

××開発株式会社（以下「甲」という）と
○○○○研究所（以下「乙」という）は、
次の各条によって共同開発契約（以下「本
契約」という。）を締結するものとする。

××开发株式会社（以下称“甲方”）与○
○○○研究所（以下称为“乙方”）按下述
条款签订共同开发合同（以下称“本合同”）。

（定義）

第1条 本契約書に使用される用語は次の
定義によるものとする。

A. 「開発成果」とは、本契約に基づき得ら
れたもので、第2条に規定する共同開発（以
下、「本共同開発」という。）に関する発

（定义）

第1条 对本合同所用术语定义如下：

A. “开发成果”是指依据本合同获得的所有
技术成果，包括与第2条规定的共同开发（以
下称“本共同开发”）相关的发明・设计・外

明・考案・意匠、著作物、ノウハウ及び成果有体物等を含む一切の技術的成果をいう。

B.「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

a. 特許法（以下、特別な記述がない限り、引用法令は日本のものを指す）に規定する特許権、実用新案法に規定する実用新案権、意匠法に規定する意匠権、商標法に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権、種苗法に規定する育成者権及び中国における上記各権利に相当する権利

b. 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録出願により生じた権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び中国における上記各権利に相当する権利

c. 著作権法に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権並びに中国における上記各権利に相当する権利

d. 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）

e. 開発によって得られた試薬、材料、試料、動物、植物、細胞株、菌株、微生物体、核酸、タンパク質、脂質、糖質、遺伝子、試作品、実験装置等の開発及び教育目的に使用可能で、有形かつ技術的観点からの付加価値を有するもの（開発成果普及品等として別途定めたものを除く。以下「成果有体物」という）

観設計、作品、专有技术及有形成果等。

B. “知识产权”是指下述内容：

a. 专利法（以下未特别注明时，引用的是日本法令）规定的专利权、实用新型法规定的实用新型权、外观设计法规定的外观设计权、商标法规定的商标权、半导体集成电路的电路布置相关法律规定的电路布置利用权、种苗法规定的培育者权及在中国与上述各权利相当的权利。

b. 接受专利法规定专利的权利、接受实用新型法规定的实用新型登记的权利、接受外观设计法规定的外观设计登记的权利、接受商标法规定的商标登记申请产生的权利、接受半导体集成电路的电路布置相关法律第3条第1项规定的电路布置利用权设定登记的权利、接受种苗法第3条规定的品种登记的地位以及在中国与上述各权利相当的权利。

c. 著作权法规定的程序作品及数据库作品（以下称“程序等”）的著作权、在中国与上述各种权利相当的权利。

d. 甲乙经协商后特别指定的带有隐匿性的、且具有财产价值的技术信息（以下称“专有技术”。）

e. 通过开发获得的、可用于开发及教学目的、有形且具有技术附加值的物质，如试剂、材料、试料、动物、植物、细胞株、菌株、微生物体、核酸、蛋白质、脂质、糖质、遗传基因、试制品、实验装置等（不包括作为开发成果推广物另行规定的部分。以下称“有形成果”）。

2. 本契約書において、知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、商標法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第2条第1項第15号及び同項第19号に定める行為、ノウハウ及び成果有体物を使用する行為をいう。

3. 本契約書において「専用実施権等」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 特許法に規定する専用実施権、実用新案法に規定する専用実施権、意匠法に規定する専用実施権、商標法に規定する専用使用権

(2) 半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する専用利用権

(3) 種苗法に規定する専用利用権

(4) 第1項第2号bに規定する権利の対象となるものについて独占的に実施をする権利

(5) プログラム等の著作権に係る著作物について独占的に実施をする権利

(6) 第1項第2号dに規定する権利に係るノウハウについて独占的に実施をする権利

4. 本契約書において「開発担当者」とは、本共同開発に従事する甲又は乙に属する本契約の別表第1に掲げる者及び本契約第4条第3項に該当する者をいう。

5. 本契約書において、「開発協力者」とは、本契約の別表第1及び本契約第4条第3項記載以外の者であって、第24条第1項の規定により甲乙が協議の上同意した本共同開発に参加又は協力する者をいう。

(共同開発の題目等)

第2条 甲及び乙は、本共同開発を実施す

2. 在本合同中，知识产权的“实施”是指专利法第2条第3项规定的行为、实用新型法第2条第3项规定的行为、外观设计法第2条第3项规定的行为、商标法第2条第3项规定的行为、半导体集成电路的电路布置相关法律第2条第3项规定的行为、种苗法第2条第5项规定的行为、著作权法第2条第1项第15款及同项第19款规定的行为、使用专有技术及有形成果的行为。

3. 在本合同中，“独家使用权等”是指下述内容：

(1) 专利法中规定的独家使用权、实用新型法中规定的独家使用权、外观设计法中规定的独家使用权、商标法中规定的专用使用权；

(2) 半导体集成电路的电路布置相关法律中规定的专用利用权；

(3) 种苗法中规定的专用利用权；

(4) 对第1项第2款b中所规定权利的独占性使用权；

(5) 对程序等著作权相关作品的独占性使用权；

(6) 对与第1项第2款d中所规定权利相关的专有技术的独占性使用权。

4. 在本合同中，“开发承担者”是指本合同另表1中所列出的从事本共同开发的甲方或乙方人员及符合本合同第4条第3项规定的人员。

5. 在本合同中，“开发协助者”是指除本合同另表1及本合同第4条第3项规定的人员外，根据第24条第1项的规定，经甲乙双方协商后同意参加或协助本共同开发的人员。

(共同开发的题目等)

第2条 由甲方及乙方开展本共同开发项